

## 海上保険における piracy の解釈について

中央大学 平澤 敦

海賊 (pirates) は、古くから存在し、海上保険生成の一因になったともいわれている。「海賊大全」や「女海賊大全」といった海賊に関する著作は枚挙にいとまがなく、また海賊を題材にした国内大ヒットアニメ「ONE PIECE」や世界的大ヒット映画“Pirates of Caribbean”の世界などでは、海賊はある種ヒーロー的な面を持ち合わせている。

しかし、現代社会において存在する昨今の実際の海賊は、私的目的で襲撃や略奪行為を繰り返し行う者たちで、船主、荷主、保険者にとってみればまさに危険である。特に、直近の東アフリカのソマリア (Somalia) 近海のアデン湾 (port of Aden) を中心とした海賊問題は、国際問題であると同時に、海上保険においても大きな問題となっている。国連の国際海事機関 (International Maritime Bureau ; IMB) は、海賊に関する情報を随時提供して、注意を促している。

本報告では、海上保険における piracy (海賊 (行為)) の解釈について、海賊 (行為) の諸定義および海上保険における海賊危険について、イギリスの海上保険法 (Marine Insurance Act 1906 ; MIA) および 2009 年貨物保険約款 (Institute Cargo Clauses ; ICC) などにおけるその取扱いを中心に考察する。

はじめに、海上保険における海賊 (行為) の定義についてみれば、海賊 (pirates) とは、私的目的 (private ends) のために無差別に襲撃や略奪行為を行う者 (Republic of Bolivia v. Indemnity Mutual Marine Insurance Co Ltd [1909] 1 KB 785 参照) 一往時は古語である漂盗 (rovers) と同義であった—をさし、海賊危険は MIA 第 3 条に規定する海上危険 (Maritime Perils) に含まれ、MIA (第 1 付則) 保険証券の解釈規則第 8 条で「海賊」は「暴動を起す旅客および海岸から船舶を襲う暴徒を含む」と規定するにとどまり、保険約款上にも pirates および piracy とは何か定義されていない。

海賊行為の定義については、海上保険法上の確固たる定義は存在しないが、たとえば、IMB は「盗取またはその他の犯罪を行う意図を有し、かつその目的の

---

ために暴力を振るう意図または可能性をもって、船舶に乗り込む行為」と定義し、その他、1982年国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea；略称 UNCLOS）101条にも詳細な定義がなされている。そこで、これらの定義を海上保険法上の海賊行為と同趣旨と捉えてよいか問題となる。国際公法上、海賊とは、いずれの国の管轄権にも服さない公海上における暴力行為をいうが、保険契約上は、海賊は領海外の行為に限定されないものとし、海上保険における海賊（行為）は国際法上の定義より広く捉えられている（Athens Maritime Enterprises Corporation v. Hellenic Mutual War Risks Association (Bermuda) Ltd [1982] 2 Lloyd's Rep 483 参照）。

MIA 制定当時と比べれば、船舶の構造や貨物の梱包方法などは飛躍的に向上しているが、海賊もある意味ハイテク武装しており、さらには多額の身代金を要求するケースが増加するなかで、身代金保険との関係もクローズアップされている。いずれにせよ海上保険においては、海賊（行為）は歴史的にみると、主要な marine risk の担保範囲に含まれたり、または war risk の担保範囲に含まれたりして、その取扱いは一様ではない。たとえば、2009年 ICC(A)では、1982年 ICC(A)と同様に、海賊危険は担保危険に含まれるが、(B)(C)の場合には含まれておらず、海賊危険を担保するためには“*Institute Theft, Pilferage and/or Non-Delivery Clause*”を挿入する必要がある。

参考までに、ロンドンマーケットでは、船舶保険者の保険金支払いの急増のため、2009年後半から“*Violent Theft, Piracy and Barratry Exclusion-for use with The Institute*”を貼付し、1983年協会期間約款（船舶）（*Institute Time Clauses(Hulls)*；*ITC Hulls*）の担保危険から海賊危険は除外され、war risk として取り扱われるようになっていく。

最近では、ソマリアの海賊とテロ組織との繋がりを指摘する声もあるが、IMBによると、現段階ではそういった事実は確認されていないとのことである。ただし、仮に海賊がテロ組織と何らかの関わりをもって海賊行為を行うことになれば、その危険の解釈をめぐって新たな問題が発生することは明白であろう。海賊（行為）の危険は古くて新しい問題である。